

近世灘の江戸積み酒造業

生産量日本一の灘の酒のルーツ 江戸中期から急速に発展したなぞ 古文書から酒造と海運の歴史を探る

神戸市東部から西宮市にかけての灘五郷。この地域では、ずっと古くから酒造が行われていたようですが、ここでは話を江戸時代から絞って、酒造十二郷と海運の業界・幕府との関係などを見ていきましょう。

ちなみに、今日の灘五郷は、文政 11 年(1828)に上郷が分裂した東組(青木・魚崎・住吉)・中組(御影・石屋・東明・八幡)・西組(新在家・大石)の三郷と今津郷、それに衰微した下郷(二つ茶屋・神戸・走水・脇浜)にかわり西宮郷を加えて「灘五郷」といい、これは明治 19 年に摂津灘酒造組合が設立されてからの名称です。(本文より引用)

灘の酒

江戸時代、上方の摂泉十二郷といわれる酒造地域から江戸へ積み下された酒は、江戸市場で「下り酒」と称され、高級酒として珍重されました。下り酒の一大生産地である灘の酒造りは、摂泉十二郷のうちでもっとも遅く酒造業が興った地域でした。

元禄 10 年(1697)に池田・伊丹ほか上方から送られた酒は 64 万樽を数えましたが、灘の酒はこのなかには含まれていませんでした。ところが、これよりおよそ 30 年後の享保9年(1724)には 26 人の灘目の酒造家が江戸積みをしています。以来、幕府の酒造奨励政策を期に、六甲山系から流れ出る急流を利用した水車精米による、大量でしかも精白度の高い酒造米の確保、酒造にもっとも適しているといわれる宮水の利用、さらに海岸部に大規模な酒蔵を建て、丹波杜氏の優れた技術をもって寒造りに集中したこと、船積みに適した立地等、好条件のもとで灘酒造業は急成長を遂げ、江戸積み酒造地帯として他の酒造地域を凌駕しました。

しかし、旧来の酒造地との競合、ひいては新興酒造郷に対する他郷の締め付けも強く、躍進する新興酒造郷ゆえの厳しい条件のなかで成長した酒ともいえるでしょう。

(執筆：石川 道子氏)

目次

- 1 在方酒造業地灘
- 2 日本酒のルーツ
- 3 江戸積みの酒
- 4 近世前期の酒造地域
- 5 近世前期の灘酒造業
- 6 酒造働人の出稼ぎ
- 7 灘の江戸積み酒造業の興り
- 8 摂泉十二郷の成立と天明8年の株改め
- 9 灘・今津の酒株
- 10 樽廻船と新酒番船
- 11 江戸の酒問屋
- 12 文化文政期の灘酒造業と上灘郷の分裂
- 13 天保3年の新規株
- 14 宮水と水屋

- 15 柴屋の酒荷物積み出し状況
- 16 幕末の灘酒造業
- 17 摂泉十二郷の解散
- 18 酒の自由営業

主な参考文献

- 『新修神戸市史』歴史編3近世（神戸市 平成4年）
- 神戸市文化財調査報告書『神戸市文献史料』第9巻・第10巻（神戸市教育委員会 平成元年・2年）
- 『灘酒沿革史』（神戸税務監督局 明治40年）
- 『続灘酒沿革史』（神戸税務監督局 明治40年）
- 『灘酒経済史集成』上巻（創元社 昭和25年）
- 『灘酒経済史集成』下巻（創元社 昭和26年）
- 「島屋佐右衛門家声録」（『金世交通史料集』七 吉川弘文館 昭和49年）
- 柚木学『近世海運史の研究』（法政大学出版局 1979年）
- 『伊丹市史』第2巻（伊丹市 昭和44年）
- 『尼崎市史』第5巻（尼崎市 昭和49年）
- 本庄村史資料『永井正治氏文書』（二）（神戸深江生活文化資料館 1988年）

1 在方酒造業地灘

灘は、江戸時代、摂泉十二郷(池田・伊丹・西宮・尼崎・北在・伝法・今津・兵庫・大坂三郷・上灘・下灘・堺)と呼ばれた江戸積み酒造業地域のうちでもっとも新しく興った酒造地帯です。

上方の江戸積み酒造業は近世初期から展開され、まず池田・伊丹等がその中心をなし、元禄期以前の江戸積み酒造体制の中に灘酒造業はいまだ含まれていませんでした。

灘酒造業はこれら先進地域につづき、近世中期以降形成された酒造地帯で、その中心は摂津西部の海岸地帯の灘目と呼ばれる、東は武庫川口より、西は生田川にいたる、およそ6里ほどの沿岸地域を指す総称です。

近世前期、この地域の多くは尼崎藩領で、「中灘」(武庫郡)・「大灘」(免原郡)と称していましたが、明和6年(1769)、尼崎藩領地のうち、武庫郡今津村から八部郡兵庫津までの浜手 24 力村(武庫郡 3 力村・免原郡 17 力村・八部郡 4 力村)と尼崎藩以外の大名・旗本領を合わせて 34 力村が公収され幕領となりました。

幕臣植崎九八郎はこのときのいきさつを次のように記しています。

長崎奉行石谷淡路守清昌(1762～70、在任)が江戸・長崎往来の際、兵庫津・西宮あたりの豊かな様子を見受け、ここを公収すべく老中へ進言したことによって幕府領となったと述べています。事実、灘目は18世紀になると、酒造業が盛んになり地域は活況を呈していました。灘地方は、商業地・港町である兵庫津・西宮の中間に位置し、丹波地方との交通も繁く、大坂にも近い商品経済流通の活発な地域です。ここに在方酒造業が興り、近世後半期には、灘は江戸積み酒造業の中核となりました。

六甲山系の傾斜を利用した水車によって、酒造に必要な精白米が大量に入手できたこと、また、海岸沿いの土地に大酒造蔵を建設し、冬期に集中した酒造りを行ったこと等、酒造りに適した好条件のもとで急速に他の酒造地域を凌駕し、江戸積み酒造業は灘の大産業として発展しました。

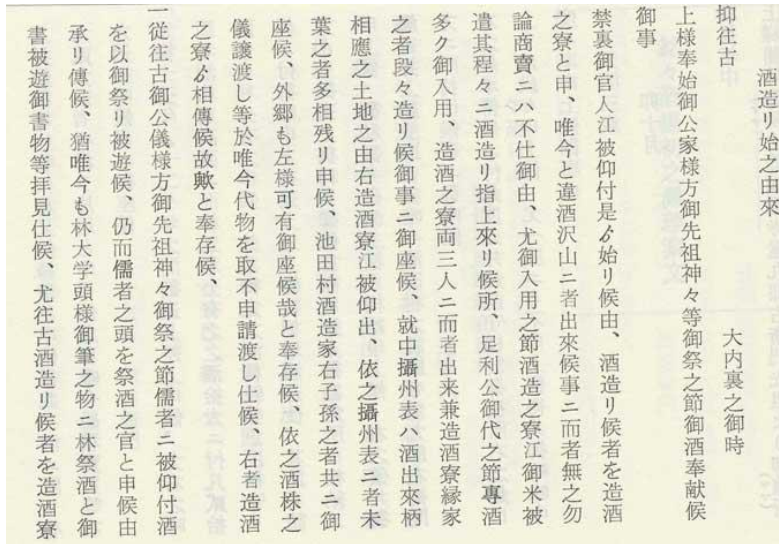


摂泉十二郷地域図

2 日本酒のルーツ

日本酒の起源は古く、その始まりは定かではありませんが、よく知られる『三国志』の「魏志倭人伝」に、「人性酒を嗜む」とあり、かつての日本民族が酒を持っていたことがわかります。また、『古事記』や『日本書紀』に登場する素佐男尊が八岐大蛇に八度醸した酒を飲ませ、酔い伏したところで大蛇を退治したという酒にまつわる記載があります。これがどのような酒だったのかわかりませんが、『古事記』と前後して編纂された『播磨風土記』に当時の酒造法が示され、ここにはカビ(麴)の酒が出てきます。稲作が行われていた当時、すでに今日と同じ麴と米による酒が造られ、人々はそれを飲む習慣を持っていたのです。

神戸市灘区の柴田家文書(神戸市文書館)「酒造り始之由来」には日本酒の伝承が次のように記録されています。



酒造り始之由来

往古、禁裏で「造酒寮」といわれる官人が酒造りを行い、祭祀の節に用いていたが、少量の酒で一般に流通するものではなかった。足利時代になると酒の需要が多くなり、三人の造酒寮だけでは賅いきれず、造酒の寮の縁者が酒を造り始めた。なかでも摂州表で造る酒は出来柄がよく、池田村の酒造家はこの子孫と伝えられている。近世、江戸の繁栄にしたがい多量の酒が求められ、人足牛馬で持ち歩いていた酒が船積みされるようになり、それを商う者が出てきた。酒の売買のとき、2樽を1駄といい、1樽を片馬というのはこの牛馬で運送したなごりである。

天明3年(1783)に書かれた「酒造り始之由来」に以上のような記述があります。

江戸時代隆盛をきわめた上方の酒は、中世、大和地方で造られた南都諸白の酒造法を継承した酒といわれています。

都市や港を中心に経済活動が進展した鎌倉時代、諸種の産業とともに酒造りもまた、酒屋による利潤を目的とした商業として発展し、酒造りは全国的な広がりをみしました。

この中で、中世の酒造業に欠かせないのが寺院による酒造りです。天台宗天野山金剛寺の「天野酒」や、大和国菩提山正暦寺の「菩提泉」、近江国百濟寺の「百濟寺」などの銘酒が醸造されています。そして、このころに、それまでの酒とは異なる諸白酒が誕生します。

かつての酒造りは、麴米には玄米を、掛け米(もろみの仕込みに用いる米)には白米を用いたようですが、麴米にも掛け米にも白米を用いた酒を諸白酒と称しました。また、16世紀の中ごろから、現在の酒造りと同じ三段仕込み(酵母の増殖をはかりながら麴米・蒸米・水を3回に分けて仕込む方法)の手法が取り入れられ、これまでの酒とは違う革新的な清酒が奈良の寺院を中心に造られたことから、この酒は「南都諸白」といわれました。今日の日本酒の原型ともいえるこの南都諸白を継承し、さらにその技法を確立させ、江戸時代の酒造業の中心となったのがのちに摂泉十二郷と称された地域です。

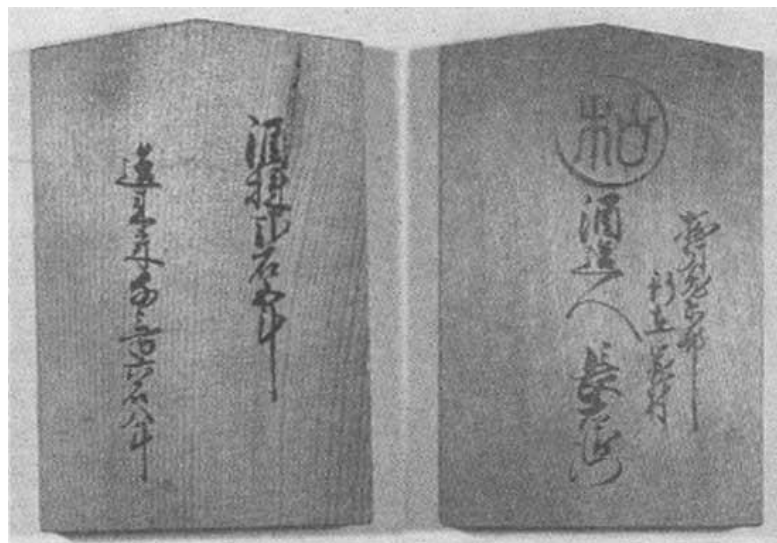
3 江戸積み酒

江戸積み酒とは、文字通り上方から江戸へ廻船によって送られた酒です。十七世紀初頭、徳川家康によって江戸にはじめて幕府が開かれ、江戸は將軍の居城する政治都市としてこれまでにみられない膨大な人口を抱えた大消費地となり、これらの人々の需要を賄うための大量の生活必需物資の供給地が大坂でした。大坂は、生産力・技術力の高い畿内農村を背景とし、また海上交通の盛んな瀬戸内海を西に、「諸国取引第一の場所」としてその役割を担いました。江戸積み酒造業もまた、このような流通体制のなかで展開された産業です。

4 近世前期の酒造地域

米を原料とする酒造業は幕藩領主より厳重な統制を受ける産業でした。そのため不作年には減醸令が触れられ米の使用が制限されました。近世最初の制限令といわれる寛永19年(1642)7月の触に、三都ならびに酒をもって著わる地は前年の半造りとする事、とあります。

酒造業を把握するため、万治3年(1660)幕府は酒家の調査を行い、それに基づいて「酒造株」を設定します。このときの調査は、各酒造家が明暦2年(1656)に使用した米高を申告させ、このときの届け出をもって酒造株とし、その米高を株高としました。酒造家には株札が交付されたのですが、このときの株札の形態については現史料が発見されておらず知ることができません。その後の現存する株札は、各酒造家の酒造米高が表示されるとともに、酒造人の住所・氏名を明記した酒造株札(写真)が発行され、これを所持する者に限り酒造営業がみとめられました。当初の酒造株の取得者は池田・伊丹・西宮・大坂等の酒造家です。



酒造株札(柴田家史料)

一度酒造株が設定されて後も、年月を経るうちに各酒造家の興亡や造り高の増減が繰り返されたため、株改めが行われました。寛文6年(1666)に行われた第一次株改め以降、近世を通じて数度の株改めが行われています。

元禄10年(1697)、幕府はこれまで行われなかった酒に対する運上金の賦課を目的として株改めを行いました。酒価の5割という高率の運上であったため、酒造家たちは驚き、自発的に酒造石高を押さえる傾向がありました。

同12年には、「今度の所々暴風雨によって米その他穀物が不足するので江戸廻米促進のため酒造高を株高の五分一の制限することを令し、さらに14年まで減醸が令されています。そして15年3月、改めて酒造家に元禄10年の酒造高を申告させ、これをもって酒造株高とし、この石高を基準に宝永5年

(1708)まで毎年5分1造りが発令されました。

酒運上については、酒造家の造り石高の過少申告と、連年の減醸のため幕府が期待したほどの収入もなく、宝永6年には廃止されました。

このころ江戸へ送られたのは、大坂天満・堺・伊丹・池田・尼ヶ崎・大鹿・小浜・清水・三田・兵庫・富田・西宮・鴻池・山田・尾州・三州・濃州・勢州、此外所々在々の酒で、元禄10年には64万樽(以後減醸令のため、11年58万樽、12年42万樽、13年22万樽)の酒が江戸に入津していますが、当時灘目は江戸積み酒造地域のなかには含まれていませんでした。表-1は元禄11年の全国の酒造状況を示したものです。また表-2は同10・11年の灘・今津の酒造人と酒造高を示していますが、いずれも規模の小さなものでした。

表-1 1698(元禄11)年の酒造状況(『灘酒沿革史』より)

地域	酒造家数(軒)	醸造米高(石)	樽数(樽)
畿内	4630	118318	538053
中国	3215	83955	239872
西国	4468	160841	459547
四国	1201	39091	111689
北国	1636	81530	232944
関東	3636	79721	227774
出羽・奥羽二国	4422	142953	448439
その他	3043	132928	379796
計	27251	909337	2628114

表-2 16978・1698(元禄10・11)年の灘酒造業
(白米100石につき清酒60石積り)
(『灘酒経済史料集成』より)

村名	酒造人	元禄10年				元禄11年			
		酒造米高		清酒成高		酒造米高		清酒成高	
		石	合	石	合	石	合	石	合
今津	吉兵衛	31	562	19	000	23	256	14	000
	善左衛門	24	917	15	000	24	917	15	000
	次郎兵衛	21	595	13	000	21	595	13	000
打出	善左衛門	74	751	45	000	49	834	30	000
	源左衛門	149	502	90	000	83	056	50	000
深江	太郎兵衛	83	306	5	000				
東青木	仁兵衛	19	934	12	000	17	442	10	500
魚崎	十兵衛	581	396	350	000	498	339	300	000
	弥右衛門					116	279	70	000
	治左衛門	166	113	100	000	166	114	100	000

芦屋	治右衛門	29	000	18	000	29	900	18	000
三条	利兵衛	21	595	13	000	16	101	10	000
住吉	五郎左衛門	112	957	68	000	36	213	21	800
	伊左衛門	49	834	30	000	40	365	24	300
	孫左衛門	24	917	15	000	11	628	7	000
川原	三郎左衛門	19	934	11	628	11	528	7	000
原田	善次郎	24	917	15	000				
神戸	喜左衛門	33	223	20	000	18	272	11	000
	太兵衛	46	512	28	000	22	425	13	500
	善左衛門	5	814	3	500	3	654	2	200
	善次郎	46	512	28	000	21	595	13	000
二ツ茶屋	喜兵衛	19	934	12	000	3	322	2	000
	三右衛門	41	528	25	000	13	289	8	000
	怨仙	19	934	12	000	3	322	2	000
	伊左衛門	33	223	20	000				
小路	九左衛門					8	306	5	000
計	26人	1608	810	1240	851	1240	851	747	300

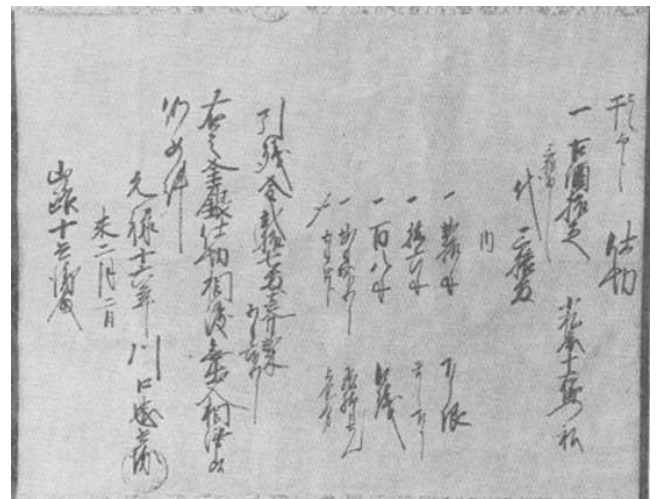
5 近世前期の灘酒造業

灘酒造業の中心となった地域は、摂津西海岸地帯の灘目と称された地域です。文献の上で「灘」の名が最初にあらわれるのは正徳6年(1716)といわれています。

近世初期における灘の酒造業はごく小規模なもので、寛文6年(1666)の第一次酒株改め時の株高は840石に過ぎません(但しこの数字は『灘酒経済史料集成』では御影村の造石高さはなかったかと注記されていますが、いずれにしても微々たるものです)。

その後、貞享元年(1684)の株高をみてもおよそ1200石というわずかな造り高で、江戸積みをするほどの酒造高ではありません。次に元禄10年(1697)をみると、既述したようにこの年は64万樽の酒が上方・尾州あたりから江戸に送られており、このうちに兵庫の酒が含まれていますが、灘の名は認められません。このようななかで、魚崎村の山路十兵衛は581石余の酒造を行い、同16年に、大坂の船問屋小松屋の廻船により、江戸の瀬戸物町組の酒問屋川口忠兵衛にあてて古酒10駄(20樽)を積み送っています。

山路十兵衛については、享保12年に開発された江戸・灘目間の飛脚便を取り扱った島屋の記録「島屋佐右衛門家声録」に、当時の灘における全盛の酒造家として、脇浜の「ただ屋久四郎」とともに山路十兵衛の名が記されており、灘が次第に銘醸地としての地歩をかためていたことがわかります。



山路十兵衛あて川口忠兵衛仕切状

6 酒造働人の出稼ぎ

灘地方から酒造働人(蔵働人)として各地方へ出稼ぎに赴いている人たちが多くいました。酒の仕込み工程に従事する蔵働人は、酒の仕込み期間中酒造家に雇用される杜氏を頭とした集団です。酒どころへ例年定期的に雇用されていた丹波・丹後の蔵人はよく知られていますが、灘地方から蔵働人として出稼ぎをする人たちも多く存在しました。灘が江戸積み酒造業地域のひとつに数えられる以前から酒造業に従事する人たちが多かったであろうことは、兵庫・西宮など隣郷に酒造業の盛んな地が存在したことから容易に伺えます。

元禄7年(1694)、酒杜氏である深江村次兵衛は借金の返済のため伊予国へ出稼ぎに行っています。次兵衛はこれより前から杜氏としての収入を得ており、借用銀の返済のため伊予国まで出むいたのは、当時すでにこのような出稼ぎルートがあり、そちらのほうがより給銀が高額であったためと考えられます。次兵衛は、西宮あるいは兵庫など摂津の酒どころへ雇用される蔵人として酒造技術を習得していたのでしょう。

享保期の酒造出稼ぎ人については、尼崎藩領深江村(深江村ほか16カ村)の大庄屋吉兵衛の記録「諸願書控」の中に見ることができますが、その前に灘一帯を支配していた尼崎藩の出稼ぎ者に対する規定をみておきたいと思います。承応3年(1654)尼崎藩の触れでは、

- 一、男女共に他領他国へ奉公または縁付き、また養子に出し申すまじく候、もし隠し置き指し越し申し候はば中間として御注進申し上ぐべく候事

と、他領他国へ領民が出ることを禁じています。これが貞享2年(1685)には、

- 一、他所へ差し遣わし候年季男女奉公人季明け在所へ帰り候節はその人を召し連れ代官へ罷り越し相断り、その者相果て候はば親類・庄屋・年寄念を入れ様子聞き届けるべき事

と、他所奉公が認められています。翌年の正徳2年(1712)には、

- 一、男女奉公人他所へ出候儀半季たりといふとも堅く停止せしめ、もしよんどころなき子細あるにおいては支配人へ相達し指図に任せるべき事

と、原則的には禁止しているものの、場合によっては許可されていました。

そこで、享保5、6年(1720、21)の深江組大庄屋吉兵衛の他国奉公人の記録をみると、表-3のように、讃岐国観音寺はじめ四国、紀州、和州、参州、また秋田などへ蔵人として赴く者、あるいは摂津の酒造家の江戸出店へ奉公する者などがいます。

この後も酒造出稼ぎ人は多く、寛政4年(1792)には中尾村の9人が紀伊方面を主として酒造出稼ぎをしており、このころ打出村から毎年10人、20人が杜氏として山城・近江・河内・和泉・若狭・紀伊をはじめ、遠くは武蔵・下総・常陸にまで出向いています。小路村においても、西宮の酒造家に雇用されていた杜氏が、その出店の総州にまで行っていたことがわかります。

表-3 享保5・6(1720・1721)年の深江組酒造稼人状況
(「永田家文書」諸願書控より作成)

出願日	村名	名前	年齢(才)	出稼ぎ先	備考
5年正月	打出	平四郎	27	江戸本船町千足甚左衛門方	酒商売上下

2.3	田中	勘四郎	30	大坂	享保2年大坂へ酒屋稼ぎに、その後江
5.23	芦屋	九左衛門		讃岐国観音寺	酒杜氏稼ぎより帰村届け
	芦屋	助七		伊予国松山	酒杜氏稼ぎより帰村届け
7.26	芦屋	弥兵衛	59	大和国桜井	酒杜氏
	芦屋	助七	60	伊予国松山	酒杜氏
	芦屋	九左衛門	55	讃岐国観音寺	酒杜氏
	芦屋	惣助	31	讃岐国観音寺	酒杜氏(惣助は九左衛門弟)
	芦屋	清十郎	40	江戸深川	酒杜氏
8月	北畑	九左衛門		土佐国宿毛	酒杜氏
	田中	惣左衛門	26	土佐国中村	酒杜氏
9月	打出	又右衛門	46	三河国とろ村	酒杜氏
	東青木	彦四郎	25	江戸中橋岸田屋次郎兵衛店	酒商売上下
	東青木	源蔵	18	江戸中橋岸田屋次郎兵衛店	酒商売上下
	東青木	半四郎	27	大和国郡山	酒杜氏
	東青木	甚助	34	伊予国大洲	酒杜氏
6年4.29	田辺	庄九郎		土佐国久礼	酒杜氏稼ぎより当月帰村
	田中	惣左衛門		土佐国中村	酒杜氏稼ぎより当月帰村
閏7月	田中	惣左衛門	27	土佐国中村	酒杜氏
閏7.19	小路	甚太郎	29	紀伊国日高郡	酒杜氏
閏7.19	打出	市助	47	三河国とろ村	酒杜氏
8月	芦屋	弥三衛門	60	大和国桜井	酒杜氏
	芦屋	助七	61	伊予国松山	酒杜氏
	芦屋	九左衛門	57	讃岐国観音寺	酒杜氏
	芦屋	惣助	32	讃岐国観音寺	酒杜氏
8.27	野寄	半兵衛		奥羽国秋田	六年前より酒杜氏、当月帰村

7 灘の江戸積み酒造業の興り

前述したように、酒造は米の豊凶によって統制される産業です。元禄期にはいまだ江戸積み酒造業に組み込まれていなかった灘の酒造ですが、酒造業界は元禄後期から連年厳しい減醸を余儀なくされ、それが宝永5年(1708)まで続きました。

そして宝永6年に規制が解除されると、以後、正徳5年(1715)・享保18年(1733)の2回の減醸令を除き、天明6年(1786)まで長期にわたって減醸が触れられることはなく、宝暦4年(1754)には勝手造りが令され、新規営業者・休業者も届け出さえすれば酒造業を営むことができる時期を迎えました。

この間に、これまで江戸積み酒造業に含まれていなかった灘・今津の酒造家が台頭し、享保9年(1724)の江戸下り酒問屋の調査に、灘・今津の名が江戸積み酒造地として揚げられています。

これを元禄年間の状況と比較すると、元禄10年(1697)には、表-2に示したように灘の酒造家26人が確かめられましたが、このうち酒株518石を所持し、江戸積みを行っていた山路十兵衛を除いた25

人はほとんどが零細な地売りの酒屋です。ところがおよそ 30 年後の享保9年には、以下のように、摂・泉 1015 人の江戸積み酒造家の内に 26 人の灘の酒造家と、29 人の今津の酒造家が含まれています。

享保9年の下り酒生産地と酒造家数をみると以下のようになっています。

西宮 82 人 大坂 459 人 天満 135 人 北在 78 人 伊丹 54 人 尼崎 41 人
兵庫 40 人 池田 27 人 伝法 23 人 三田 12 人 武庫 4 人 鴻池 1 人
今津 29 人 御影 10 人 魚崎 4 人 森 4 人 神戸 4 人 脇浜 1 人
青木 1 人 鳴尾 1 人 本庄 1 人
河州 6 人 泉州 4 人 尾州 72 人 濃州 65 人 参州 56 人 播州 3 人

さらに、灘酒造業の躍進の契機となったのが前述の宝暦4年(1754)に発令された「勝手造り令」でした。これは享保期以来の米価の下落を緩和する措置として、酒造家に対して酒造米の買い上げを奨励したもので、酒造株を持たない新規業者でも届け出れば酒造りが許可され、これによって在方の商業などによって資本を蓄積した灘の商人や地主が酒造業に資金を投資し江戸積み酒造業に進出しました。

宝暦年中(1751~65)、灘何村と称していたこの地方で、明和9年(1772)の史料に「上灘目」「下灘目」、さらに安永5年(1776)には「上灘江戸積酒家中」「下灘江戸積酒家中」の名称がみえ(『灘酒経済史料集成』)、灘地方における江戸積み酒造業の展開が伺えます。

8 摂泉十二郷の成立と天明8年の株改め

江戸積み酒造業に灘が躍進する契機となった勝手造りは天明5年(1785)まで続き、翌6年には二分一造りが発令されました。減醸令は酒株の石高が基準になります。無制限の酒造が許された勝手造りの期間中を経て、元禄期に取得していた各酒造家の酒造株高と、現在の実造り高とは大きな隔たりが生じたため、改めて酒造高を確認し、それに基づいた株高の調整が必要となります。そのため、天明8年(1788)幕府は各酒造家に天明5年の造石高を申告させ、これをもって「永々の株」と称し、以後、この株高が酒造統制の基準となりました。

天明5年、上灘・下灘における酒造家総数は 120 軒で、造石高は 14 万 1762 石(『灘酒経済史料集成』)。平均すると1軒あたり 1000 石以上の酒造を行っており、灘酒造業の確立を思わせる成長を遂げ、旧来の酒造郷の脅威になっています。

灘酒造業の進出に対して、当時、大坂三郷の酒造家は「摂津在々の酒造家 200 軒が水車精米によって酒を量産しているため、大坂三郷の酒造家の経営が困難となり三郷酒造仲間 700 軒のうち現在稼働しているのは 400 軒に過ぎない状態である」と述べています。

このような、旧来の酒造地域と後進地域である上灘・下灘・今津の利害対立を調整するため、また江戸の酒問屋に対する荷主組合として組織されたのが「摂泉十二郷酒造仲間」の結成でした。

江戸積み酒造地帯として知られた摂泉十二郷とは、池田・伊丹・西宮・尼崎・北在・伝法・今津・兵庫・大坂三郷・上灘・下灘・堺をいい、それぞれの酒造地域の地名を冠して何々郷と呼んでいます。ただ、北在郷のみ、川辺郡を中心に島下郡・豊島郡・武庫郡・有馬郡に散在する江戸積み酒造業を総称しています。

灘郷のなかで、酒造業の中心となる御影・魚崎など免原郡に属する地域が上灘郷であり、二ツ茶屋・走水等、八部郡の村々は下灘郷に属しました。

このように新旧の酒造地域が形成され、大坂三郷酒造大行司を触頭として、灘三郷を含む摂泉十二郷酒造仲間が結成されたのは安永年間から天明年間(1772~89)にかけてのことと考えられています。

9 灘・今津の酒株

天明7年(1786)、寛政の改革の推進役として知られる松平定信が老中職に就任すると、酒株改め、流通規制、酒造冥加金の徴収等、酒造業も厳しく統制されることになりました。

酒に対する租税は、元禄期に一時賦課されたことがありましたが、数年で廃止されています。その後もしばしば課税の対象となりましたが、酒造仲間の強い反対により実現しませんでした。そこで、この度は摂泉酒造仲間全体ではなく、課税対象を新興の上灘郷・下灘郷の酒造家に限定しました。

こうして寛政4年(1792)、灘目の酒株 1000 石につき銀 129 匁の冥加金が賦課されました。冥加金は代官所に納められ、備蓄用の粳の買入れにあてられたことから、この株は「粳買入株(もみかいいれかぶ)」と称されました。寛政7年からは 1000 石につき 43 匁となり、以後この銀高に固定されました。新興の今津郷の株に課税されなかったのは、今津ではすでに1株につき 36 匁を冥加銀として上納していたためです。

松平定信が行った酒造統制は流通面にもおよび、浦賀番所に「下り酒荷改方」を設置し、江戸に入る酒の改めを厳しくしました。また、天明期 60 万～70 万樽台の酒が江戸へ送られています。これを 30～40 万樽に規制しようとした。

これらの幕府の酒造統制は旧来の酒造地域にくらべ、新興の灘酒造業により大きな負荷がかけられ、天明期前半、江戸入津総高の 40 パーセント(27 万～32 万樽)前後の酒を送り出していた灘目ですが、天明後期から寛政にかけて 30 パーセント(18 万～20 万樽)を切るまでになりました。表-4に寛政5年の上灘郷新在家村の酒造人と酒造高をあげておきます。また、表-5に天明期から寛政期にかけて諸郷からの江戸入津樽数を示します。

しかし、こののち文化文政期を迎えると、再度勝手造りが令され、灘酒造業は飛躍的に発展します。

表-4 上灘郷新在家村の酒造家(寛政5年1793)
(「柴田家文書」より)

名前	酒株高	
	石	合
米屋庄兵衛	4454	876
花木屋長兵衛	2054	000
花木屋新七	1870	000
花木屋久兵衛	731	680
上坂屋五右衛門	1825	650
若林屋与左衛門	1568	888
柴屋長右衛門	1404	000
柴屋善右衛門	1306	800
柴屋善左衛門	1090	000
柴屋清右衛門	141	370
松井屋治郎兵衛	1370	520
嶋屋与平治	1358	600
嶋屋重左衛門	403	200
都賀屋治兵衛	583	200
吉文字屋喜平次	573	300
石本屋利左衛門	533	700

山田屋好兵衛	421	200
国性屋利右衛門	250	000
松屋重助	180	000
樽屋仁兵衛	125	100
計 20人	20679	034

表-5 天明4(1784)年・5年・6年・8年・寛政元年(1789)の江戸入津高

地域	天明4年	天明5年		天明6年	天明8年		寛政元年
	樽数	樽数	比率(%)	樽数	樽数	比率(%)	樽数
伊丹	85.053	112.660	14.5	119.562	63.082	10.5	68.994
西宮	68.249	74.154	9.6	58.635	79.988	13.3	85.466
池田	15.095	18.219	2.4	20.965	23.824	4.0	24.947
尼崎	8.491	6.682	0.9	6.373	12.065	2.1	13.402
大坂	44.094	33.9063	4.4	32.232	21.673	3.6	16.233
伝法	27.965	20.748	2.7	24.823	15.252	2.5	20.178
今津	36.296	41.634	5.3	36.745	25.396	4.2	26.254
灘(兵庫含)	269.182	318.093	41.0	321.126	178.998	29.7	181.303
堺	16.289	11.797	2.1	16.975	6.385	1.1	6.142
小計	(56.7714)	637.890	83.3	637.436	426.663	70.8	
河内	240	260		893	1.669		2.105
播磨	66	850		1.848	6.024		6.092
山城	1.000	1.981		-	344		405
尾張	7.152	50.673		57.076	70.774		88.031
		55.927		57.473	61.282		45.911
美濃	26.581	26.232		23.087	25.352		32.119
紀伊	10	-		-	90		
伊勢	132	71		-	744		933
丹波					458		1.770
不明	14.932	-		-	-		-
合計	675.671	774.697		780.805	602.900		618.385

10 樽廻船と新酒番船

最初に上方の酒が江戸へ送られたのは馬の背によるものであったという伝承についてはすでに述べました。そして、船による酒廻漕の起源として「船方日御定並諸方間書」(『灘酒沿革史』)に次のような記述があります。

江戸へ積下り申す初め兵庫において北風彦太郎也、鴻池新左衛門まだ歩行にて馬付にいたし、酒下し申され候時分に、話次申され候は彦太郎殿には手船三艘御座候由、殊に酒屋なされ候、然れば江戸へ酒積下しなされ候事安き様に存じ候、何とて油断なされ候やと申され候、右の彦太郎申され候は、左様の事存ぜず候、殊に江戸大廻り致し候船御座なく候、何程に売仕切り参り候と尋ね申され候処に、元付六両位にて、江府付の時分に五十五両より六十両の仕切見せ申され候、然ば少々江戸へ積み下し申すべく候とて、五十駄三十駄づゝ江戸へ下し申され候、兵庫より江戸へ酒積み申す初め、この彦太郎也、その後伊丹一家中、酒戸(ママ)の酒積み致され候、およそ万治中より也

伊丹近郊の鴻池新左衛門が陸路江戸に下っていたころ、兵庫の船持北風彦太郎が手酒を持ち船で回漕したのが、酒を船で運んだ最初であると伝えています。

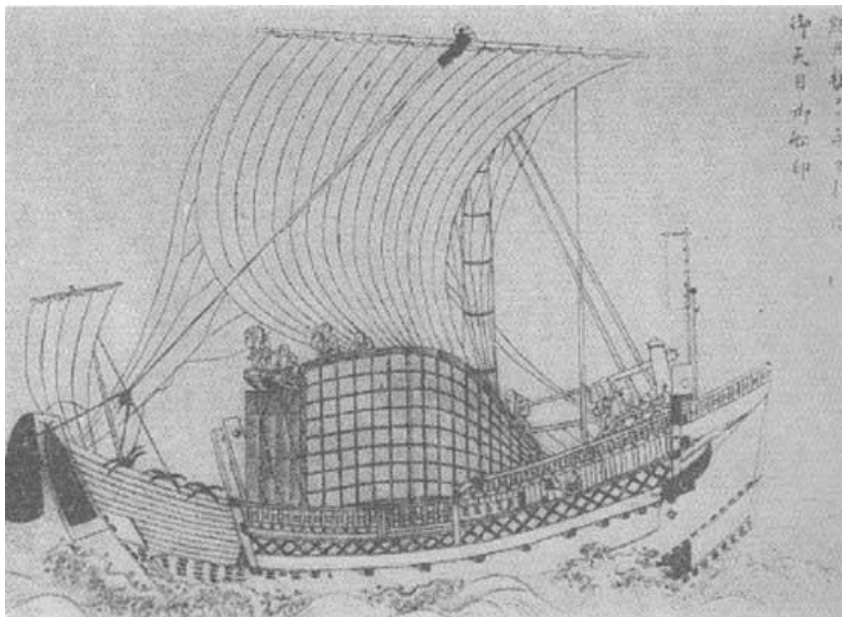
また、「菱垣廻船記録集」(『灘酒沿革史』)に、上方の酒が諸荷物とともに江戸送りされたときのことが記されています。

御当地より御江戸表へ菱垣廻船相下り候最初の儀は、元和五年泉州堺の者、紀州富田浦より二百五十石積み程の廻船借り受け、御当地より大廻集め荷物積入れ、始めて御江戸へ積み廻し申し候

泉州堺の者が紀州富田浦の廻船を雇い入れ、諸荷物の江戸積みを行ったのが菱垣廻船の濫觴であると述べられています。

寛永元年(1624)には大坂に江戸積み船問屋を開業する者があらわれ、次第にその数も増加しました。

廻船問屋は、自分の持ち船で操業する場合がありますが、多くは船持ちの廻船を雇い入れ、送り荷物の集荷、廻船の仕立て業務等を行う海運業者でした。



菱垣廻船

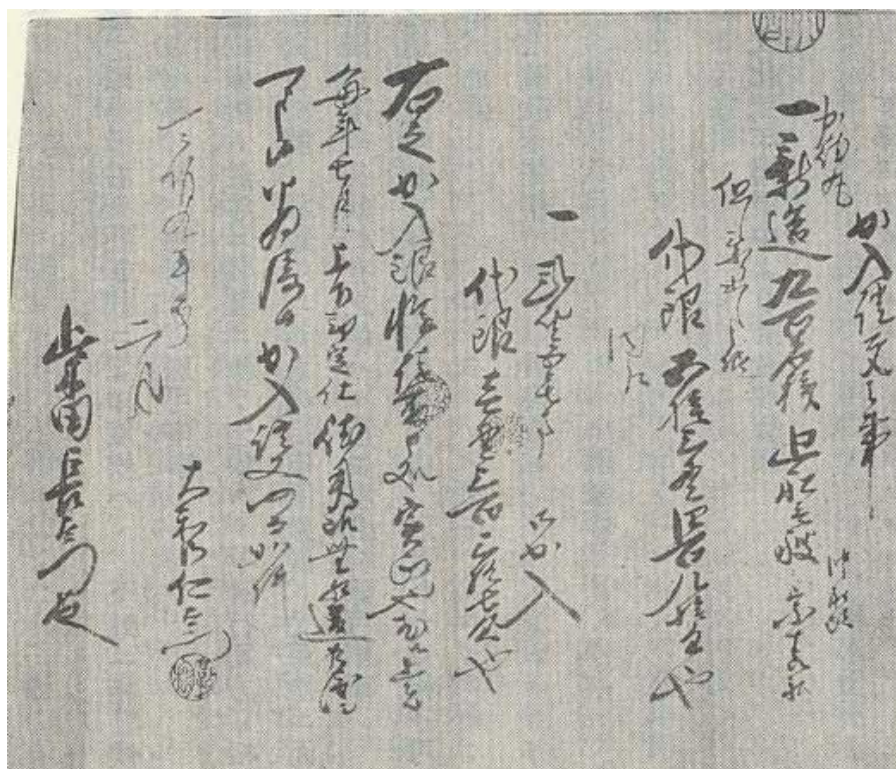
江戸へ送られる荷物は廻船問屋で船積みをし、船頭・かこ水主によって江戸へ回漕されますが、海難事故や荷物の抜き取りなどの不正も多く、荷主の損失は莫大でした。これを阻止するため、江戸の商人たちは元禄7年(1694)「江戸十組問屋」を結成しました。塗物店組・釘店組・内店組・通町組・綿店組・表店組・川岸組・紙店組・薬種店組・酒店組の10組で、各組に行司を置き、行司のうち交代で大行司に就任し、難破船や海難荷物の処理、廻船の改めにあたりました。江戸十組問屋に対応して大坂でも「江戸買次問屋(かいつぎとんや)」「(のちの二十四組問屋)」が結成され、江戸・上方間の海上輸送は彼らの掌握するところとなりました。彼らの差配する船は「菱垣廻船(ひがきかいせん)」と呼ばれ、酒もこの廻船によって江戸送りされました。

ところが、享保15年(1730)、大海難事故を契機として酒問屋が十組問屋から脱退し、酒だけを積み込む「樽廻船(たるかいせん)」が登場します。酒だけを積み込むためあまり厳重な装備もいらず船の出航までの時間が短くなり、江戸着が早くなります。

菱垣廻船は荷嵩に相成り候故、荷打ち破損等も多く、樽廻船は荷嵩み申さず候故、格別入津も早く、弁理よろしき旨世上にて申し候(『海事史料叢書』第二巻)

とあるように、腐敗しやすい酒をより早くに江戸に送ったのが樽廻船です。樽廻船問屋は大坂・西宮に成立し、酒荷物を積み込んで就航しました。

多額の資金を必要とする廻船の建造には以下のような方法がとられました。上灘郷新在家の酒造家柴田長左右衛門は、天明9年(1789)2月、廻船問屋大和屋仁左衛門が新造する九百石積の廻船加徳丸に出資しています。



廻船加入注文

加徳丸を新造するのに必要な経費銀53貫480匁のうち2厘5毛(1貫337匁)を出資し、毎年7月に出資した割合によって徳用銀を受け取る契約です。このように出資銀に応じて毎年船からあがる収益を分配する方法のほかに、出資銀を何年かで返済し、出資者の酒荷を一定数優先的に積み込む契約形態があります。

日本酒は一年物の酒です。その酒造年度の新酒から、次の年の新酒以前までを期限とします。その年にできた最初の酒を江戸へ送るとき例年行われる「新酒番船」といわれる行事がありました。大坂8軒・西宮6

軒の樽廻船問屋が廻船に新酒を積み込み、大坂安治川沖・西宮浦からいっせいに出發し(文化2年=1805からは西宮浦に集まり出發)、江戸先着を競ったレースです。新酒番船から順次酒荷物を積み出し、その酒造年度に造った酒は次の新酒番船までにすべて江戸積みします。

早造りの新酒が10月ころ江戸積みされ、翌年6月ころにその酒造年度に造った酒を積み切る慣行が天明期ころまでみられましたが、しだいに酒造が寒造りに集中してくると、番船の仕立ても遅くなり、文化11年(1814)は11月下旬、文政6年(1809)は12月5日、さらに幕末安政6年(1859)になると翌7年3月に新酒番船が出航し、11月下旬がその年度の酒の積み切りとなっています。

11 江戸の酒問屋

元禄7年(1694)、江戸十組問屋が結成されたとき、酒問屋も酒店組として加入しました。

16年の酒問屋をみると、茅場町組48軒、瀬戸物町組30軒、呉服町組34軒、中橋町組14軒の126軒があり、酒問屋と小売り酒屋の仲介をする酒仲買が42軒とあります。

酒の江戸送りの始まりについて、寛政10年著された『日本山海名産図会』に以下のように記されています。

伊丹は日本上酒の始とも言うべし、古来久しきことにあらず、元は文禄・慶長(1592~1614)の頃より起りて江府に売り始めしは伊丹隣郷鴻池村山中氏の人なり(略)馬に負かせてはるばる江府にひさぎ、図らずも多くの利を得て、その価をまた馬に乗せて帰りしに、江府ますます繁盛に随ひ、石高も限りなく、富巨万をなせり



江戸酒問屋の繁盛
(江戸名所図会)

この記述にあるように、江戸での酒の販売は、酒造家自身が陸路を江戸に運んで直売したことにはじまります。

上記の酒問屋126軒の内には池田・伊丹・大坂の酒家の出店問屋が多く含まれ、当時盛況であった池田・伊丹・大坂の酒造家の出店が進出していました。

このように、江戸に出店を持った酒屋があった一方、これよりのちに江戸送りを始めた西宮・灘は出店問屋を持たず、酒造家から江戸に支配人(差配人・目代)を送り、常駐させて、支配人に、問屋への酒の販売、代金の回収、酒造家への送金、市場調査、等々、江戸における販売業務の一切を代行させました。

大坂・西宮の樽廻船問屋によって船積みされた酒荷物は品川に着くと、江戸の廻船問屋の差配により瀬取船に積み替えられて新川に建ち並ぶ酒問屋の蔵前に運ばれ、酒の送り状と照合した上で酒問屋に引き取られます。酒問屋は早速酒仲買に売り、このとき値段が決められます。この値段は原則として入津した日か

ら 50 日目に上方の酒造家に報告され、酒造家はこのときはじめて自分の送った酒の値段を知ることになります。売りつけが終わると 30 日(のち 50 日)のうちに問屋から内金が支払われます。

江戸の酒問屋は、新酒が入津して、その酒造年度の最後の酒の入津が終わるまで、順次代金を内金として上方の酒造家に送り、最後に総決算が行われます。

元禄期に 126 軒あった酒問屋は以後減少します。酒造の制限、あるいは奨励、勝手造りという変動と、同業者内での競争により淘汰される問屋も多く、正徳5年(1715)の問屋 110 軒、宝暦6年(1756)84 軒、寛政5年(1793)45 軒となっています。

そこで、酒問屋は仲間の結束と独占をはかり、冥加金 1500 両を上納することを条件に下り酒問屋株の公認を幕府に願い出て、文化 6 年(1809)に酒問屋株は 38 軒に固定されました。しかしこの 38 軒がめまぐるしく交代し、さらに天保4年(1833)には 36 軒、慶応元年(1865)26 軒になっています。



流行酒銘録

12 文化文政期の灘酒造業と上灘郷の分裂

寛政期締め付けのきつかった酒造業も次第に規制が緩和されました。文化期には諸国豊作が続き、享保期のような米価の下落傾向を来し始めました。ふたたび幕府は米価引き上げ策として行った諸々の政策の一つとして、文化3年(1806)9月に勝手造り令を触れ出しました。

- 一、近来米価下値にて世上一同難儀の趣に相聞こえ候、右体米穀沢山の時節につき、諸国酒造人共は申すに及ばず、休株(休業)の者共、その外これまで渡世につかまつらぬ者にてても勝手次第酒造渡世致すべく候、もちろん酒造高これまでの定高にかかわらず仕込み相稼ぎ申すべく候

つまり、天明8年に行われた酒株改めで定められた酒株高にかかわらず、また、これまで酒造をしていなかった者も、誰でもいくらでも酒造をしてよしいというものです。これによって、この時期、江戸へ送り込まれる酒は年間 100 万樽前後にのぼり、ことに灘酒造業は飛躍的な発展をみせています。

江戸に送られた酒を地域別にみると、表-6に示したように、灘酒の割合は、享和3年(1803)42 パーセント(全体でおよそ 95 万 8000 樽)、文化2年(1805)43 パーセント(同 96 万 3000 樽)、文化 14 年 51 パーセント(同 101 万 5000 樽)、文政4年(1833)57 パーセント(同 122 万 4000 樽)と、摂泉十二郷ほか三河・美濃他より江戸積みされる酒のおよそ半分が灘の酒です。摂泉十二郷の他に江戸積み酒

造業の産地として山城・河内・伊勢・尾張・三河・美濃・紀伊・播磨・丹波などが揚げられますが、文化文政期の江戸入津高をみると、およそ90パーセントが摂泉十二郷から送り出されています。

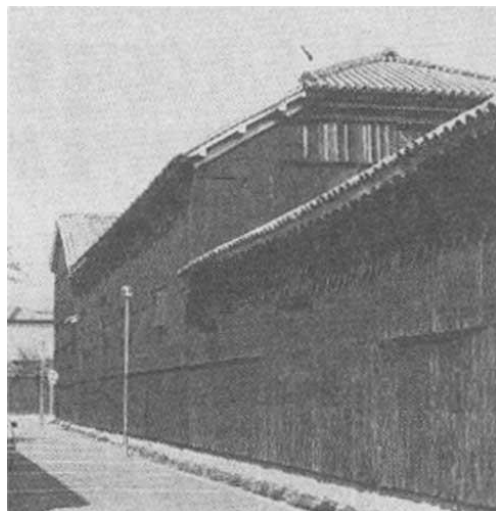
当時の江戸の人口がおよそ100万と推定されています。そこに毎年100万樽(4斗樽)の酒が送られたわけですから、江戸では供給過剰の状態となり、必然的に酒価の暴落をもたらし、灘酒の相場が、普通10駄(20樽)が15~20両程のところ、この時期4~6両という惨たんたる状態です。他郷の酒についても同じことがいえます。このような事態に直面し、十二郷酒造仲間は自己防衛として自主的な減醸を図らなければならませんでした。十二郷内部では、灘郷と他郷の競争・対立が激化し、しかも幕府の発した勝手造り令に違背する減醸の申し合わせですので、酒造家のなかには逮捕者が出るようなこともありました。

江戸入津酒高の50パーセント前後を送り込む灘酒造業においてもまた内部の競争が激しく、利害の対立が表面化し、文政11年(1828)には、上灘郷が、「東組」(青木・魚崎・打出・深江・芦屋・住吉)、「中組」(御影・石屋・東明・八幡)、「西組」(新在家・大石・岩屋・稗田・河原・五毛)に分裂しました。

御影・東明二ヶ村をただ難儀に相成るようの工夫ばかり致し、二月五日大坂集合の上諸郷へ聞かせ、御影・東明の制覇を潰し腹いせに、上灘郷も全く大郷の事ゆえ三つ別れ、青木・魚崎・呉田三ヶ村東組と唱え、御影・石屋・東明・八幡を中組と唱え、新在家・大石西組と唱え、何れ三つ別れ、この席より江戸へ文通致すと申し募られ…(本加納家文書)

上昇傾向の御影・東明村と、それを牽制しようとする上灘内の他村との激しい対立からの分裂だったことがわかります。

以後、上灘郷が分裂した東組・中組・西組の3組に下灘郷・今津郷を加え近世の灘五郷と称しました。



酒蔵風景

表-6 享和・文化・文政期の江戸入津高の変遷
(『伊丹市史』第二巻より)

地域	享和3年(1803)		文化2年(1805)		文化14年		文政4年(1821)	
	樽数(樽)	比率(%)	樽数(樽)	比率(%)	樽数(樽)	比率(%)	樽数	比率(%)
伊丹	182148	19.0	220224	22.9	182804	18.0	194551	15.9
西宮	104371	10.9	102243	10.6	69028	6.8	80601	6.6
池田	43182	4.5	34824	3.6	33711	3.3	33936	2.8
尼崎	12400	1.3	10486	1.1	2758	0.3	1086	0.1
大坂	25291	2.6	22421	2.3	41932	4.1	41950	3.4
伝法	6091	0.6	5046	0.5	12779	1.3	38950	3.2
堺	9553	1.0	3267	0.3	9919	1.0	3079	0.3
灘自	403287	42.1	417541	43.4	517149	51.0	681103	55.6
今津	45734	4.8	51345	5.3	23507	2.3	38984	3.2
北在	25023	2.6	15113	1.6	23812	2.3	21834	1.8
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	857080	89.5	882510	91.4	917400	90.4	1136074	92.8
その他	100855	10.5	80462	8.4	97567	9.6	88409	7.2
計	957935	100.0	962972	100.0	1014967	100.0	1224483	100.0

13 天保3年の新規株

文化文政期の江戸積み酒造業界は「勝手造り」によってはなばなく展開されましたが、反面、酒価の暴落、酒造家内部の競争の激化、酒造家と江戸の酒問屋の対立が顕著にあらわれ時期でもありました。

文政後期になると、文化3年に触出された勝手造りに制限が加えられ、無株者・休業者による酒造りが禁じられ、文政13年(1830)11月にはこれまでの酒造高の3分1を減じた三分二造りが令されました(『灘酒沿革誌』)。

ところが、勝手造りの期間中に膨張した江戸積み酒造業は株高と実造高におびただしい乖離が生じており、これを是正するため、天保3年(1832)ふたたび酒造株の調整が行われました。

勝手造り前、享和3年(1813)の灘五郷における株高は表-7に示すようにおよそ25万1600石(内2万5300石は今津郷)、215軒(内27軒は今津郷)ですが、天保3年にはおよそ46万2000石(内4万5800石は今津郷)、酒造家257軒(内28軒は今津郷)となり、なかでも上灘郷の中組・東組、今津郷が躍進しています。灘・今津郷以外の9郷をみると、享和3年の9郷合計株高およそ42万4000石、天保3年にはおよそ43万1600石の株高になっています。

このように、文化・文政期の勝手造りをはさみ、灘五郷の造石高と他9郷の造石高の多寡が逆転しており、灘酒造業の進展が数字の上からも確認できますが、灘郷とほか9郷の対立はますます激しくなり、摂泉十二郷内部での酒造・江戸積みについての申し合わせ等のなかで、灘酒造業は新株の取得に見合っただけの成果が出せないうちに、天保の飢饉によって厳しい減醸令が発令されました。

寛政期から天保期にいたる灘の酒造状況を表-8に示しておきます。

表-7 摂泉十二郷酒造株石高控 1803(享和3)年
(『灘酒経済史料集成』より作成)

郷名	酒造株石高石	酒造人数(軒)	株数(株)
伊丹	68906石4425	68	
池田	23201石4300	22	28 他に富田村より出造り1800石、1株
北在16か村	19961石1900	32	34 他に欠所株9850石、11株
今津	25327石9900	27	33
西宮	54200石0000	43	
下灘6か村	42726石3900	33	44
上灘18か村	183561石8510	155	
兵庫	19375石5975	32	37 他に御貸付株934石075,2株
尼崎	12468石7500	16	22
伝法	8496石3800	6	7
堺	35218石8000	68	72
大坂三郷	172795石5545		396 他に郷貸付株2327石666,7株

表-8 寛政期～天保期の酒造人数および酒造高

	寛政5年(1792)		享和3年(1803)		天保3年(1832)		天保12年	
	人数	米高	人数	米高	人数	米高	人数	米高
青木	6	5365石999合	5	5270石220合	30	17909石220合	11	15308石400合
魚崎	15	19152石523合	16	19130石140合	28	48844石900合	20	41415石400合
住吉	8	14656石176合	6	13092石976合	11	222348石435合	12	23594石399合
御影	23	26550石220合	28	29313石810合			40	90700石050合
石屋	13	16198石270合	14	15891石500合	50	149397石670合	13	28029石880合
東明	10	11081石520合	12	11769石100合			6	19924石900合
八幡	6	4465石000合	8	6588石000合	8	10728石000合	7	8820石000合
新在家	20	22252石684合	24	26568石504合	24	34431石708合	13	27134石000合
大石	16	31073石850合	25	37023石080合	46	71112石107合	21	48149石784合
脇浜			8	17470石830合	16	20921石130合	8	19134石480合
神戸			12	10952石760合	14	17102石100合	13	14590石000合
二茶屋・走水			10	13398石300合	14	19554石700合	6	12800石000合
他			19	19818石301合	3	4000石000合	31	24598石043合
計			257	315515石511合	315	516325石330合	265	471240石232合

14 宮水と水屋

灘酒造業の躍進の背景には、六甲山系の斜面を利用した水車精米や寒造りに適した仕込み技術の向上、また輸送に便利な立地条件等がありました。

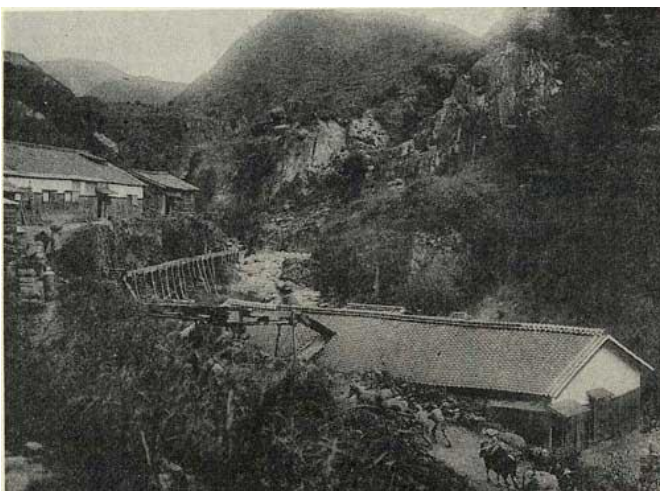
灘酒は仕込み技術の改善によって他郷にくらべ酒米量に対する水の割合が高く、幕末の御影村加納治右衛門家の仕込みは、蒸米1石に対し水1石となっています。ちなみに同時期の伊丹郷小西家では蒸米1石に対し水は5斗6升です。

灘郷で行われていた米1石に水1石の仕込み方法を「十水」あるいは「石水」と称し、仕込み水が多いと当然水質が重要視されます。酒の仕込みにおいて水が重要な位置を占めるようになったころ、天保11年(1840)、魚崎村の山邑(荒牧屋)太郎左衛門によって、西宮で発見された六甲山系の伏流水は「宮水(みやみず)」と呼ばれ、酒造にもっとも適した水として灘の酒造家に供給されました。

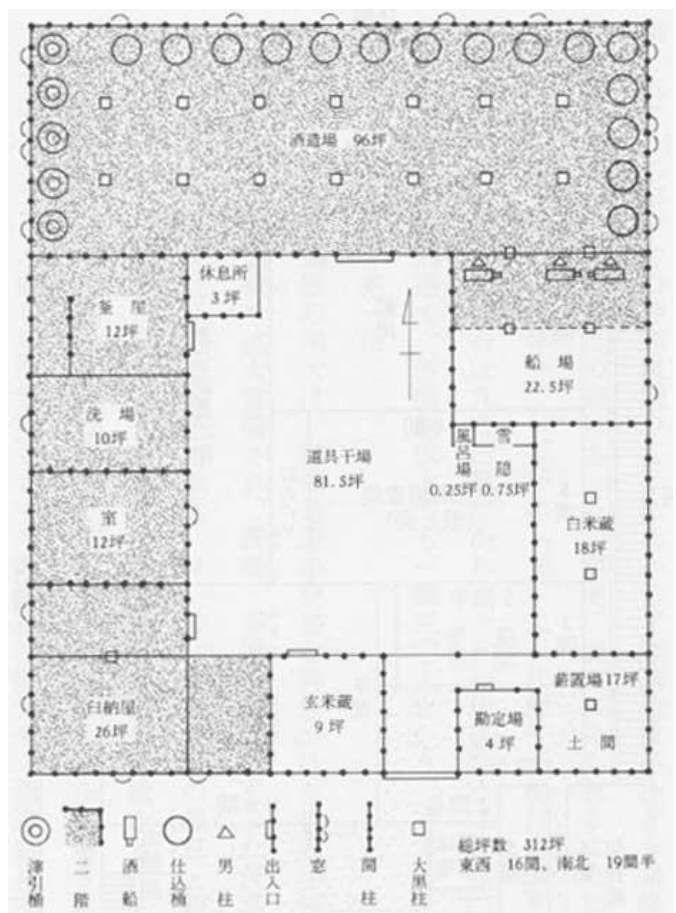
上灘郷東組に属する魚崎村の山邑太郎左衛門は魚崎と西宮で酒造を行っていましたが、同じ仕込みであるにもかかわらず常に西宮の蔵で醸す酒が優れていたことから、試みに西宮の蔵で使っている水を魚崎に運んで仕込み水に用いたところ、西宮蔵で造る酒と同じものを得ることができました。これが宮水の発見といわれています。

宮水の発見によって「水屋」といわれる業者が現れました。彼らは仲間を組織し、酒の仕込み時期になると水陸から灘の各酒造家に宮水を運びました。水屋は、宮水の湧く井戸の所有者で「水元」あるいは「井戸もと」といわれ、水を樽詰めにして運搬業者に託します。水賃は水元が得、船賃あるいは陸送の場合の車賃は運送業者が距離の遠近を見合わせ、酒造家との相談によって価格が決められました。

表-10は安政5年の江戸積み樽数とその決算をまとめた仕切りです。1970樽が江戸の酒問屋鹿嶋屋に送られ、その時々々の値段が記されています。



明治期の精米水車



千石造り酒造設計案平面図
(大保6年 加納治郎右衛門提出)

表-10 安政5年(1858)の柴田家造酒売付仕切り(鹿嶋利右衛門)

年月	銘柄	樽数 (樽)	2樽値段	代金	廻船
3月29日	丹頂	10	19両	9両2歩	藤田四郎兵衛
4月4日	同	10			西田秀三郎
11日	同	40			木屋市五郎
12日	同	40	×150駄		柴田三十郎
同	同	40	18両2歩	277両2歩	木屋源五郎
22日	同	30			西田益十郎
同	同	60			柘屋徳十郎
同	同	80			吉田正太郎
5月13日	同	60			西田徳之助
同	同	100	×320駄		柘屋市蔵
18日	同	80	18両2歩(160樽)	148両	塩屋秀三郎
同	同	20	18両(160樽)	144両	万屋福太郎
21日	同	20			柘屋富五郎
晦日	同	40			柘屋権九郎
6月6日	同	60	17両2歩	52両2歩	塩屋秀三郎
10月1日	同	80			柘屋徳十郎
8日	同	20	23両	149両2歩	吉田正十郎
23日	同	30			西田吉太郎
11月17日	同	70	23両	80両2歩	木屋半左衛門
小計		890		861両2歩	
4月11日	壽海	120			木屋市五郎
12日	同	60	16両(180樽)	144両	小西吉之助
22日	同	60	14両2歩(140樽)	101両2歩	西田益十郎
26日	同	80			吉田庄太郎
5月18日	同	80	13両2歩(140樽)	94両2歩	吉田庄十郎
24日	同	100	6両2歩(40駄、変酒)	13両	西田権次郎
6月21日	同	60	14両2歩	43両2歩	木屋市蔵
8月14日	同	80			柘屋徳十郎
15日	同	20	18両2歩	92両2歩	塩屋平作
10月29日	同	10	18両	9両	木屋秀五郎
11月27日	同	60	17両2歩	52両2歩	木屋半左衛門
10月29日	同	80	10両2歩(海中捨り)	42両	小西平八
小計		910		592両2歩	
6月6日	松緑	40			塩屋秀三郎
21日	同	40	13両2歩(90樽)	60両3歩	柴田三十郎

26日	同	20	6両2歩(10樽、変酒)	3両1歩	柘屋権九郎
8月27日	同	40	19両	38両	吉田庄十郎
9月15日	同	40			塩屋三十郎
同	同	40	16両2歩	66両	木屋半左衛門
10月8日	同	40			吉田益十郎
18日	同	10	19両	47両2歩	塩屋秀三郎
小計		270		215両2歩	
合計		1970		1669両2歩	(口銭等引込金 1528両と銀 1匁7分)

15 柴屋の酒荷物積み出し状況

酒荷物の積み出し状況を嘉永3年(1850)の柴屋の「荷物積出帳」によって見てゆきます。柴屋は免原郡新在家(現、灘区新在家南町3丁目)において、元文元年(1736)酒造業を始め、代々長右衛門を名乗って、昭和4年の廃業まで200年にわたり同地で酒造業を営んでいました。

表一が嘉永3年の酒荷物の津出し状況を示したものです。津出した酒は、生の松・松緑・墨江・鱗・緑の5銘柄です。表に見るように、津出しの際は20樽から40樽ほどに分散して西宮・大坂の廻船を利用してあります。表中に「難船」の文字がいくつか見えますが、このような海難事故による損失をなるべく小さくするための措置でもありました。

廻船問屋を見ますと、西田・柴田・木屋・毛馬屋・吉田・小西は大坂、藤田・塩屋・万屋・辰・柘屋・常念は西宮の廻船問屋です。

「変酒、水上」とあるのは、輸送中に変質・腐敗した酒です。「変酒、売先」とあるのは、江戸着後に変質したものです。酒が江戸酒問屋の手にわたってから50日間の変酒は荷主の責任となり、これは酒家の損失となります。

嘉永3年に江戸に送った酒は2013樽。これを小惣(小西屋惣兵衛)・小弥・鹿利(鹿島屋利右衛門)の3軒の酒問屋に入れています。

江戸送りのほかに、大坂に送った酒も記されていますがこちらの方は商売ともいえないわずかな樽数です。

灘酒造家は、天保3年新規株が交付されたとき、大坂市場を侵さないという一札を取られています。同じく西宮からも、西宮に灘酒を入れないように申し渡されています。ですから、灘の新規株はあくまでも江戸送りの酒として交付を受けたものでした。



柴田長右衛門あて江戸酒問屋仕切状

表-9 嘉永3年 柴屋酒荷積出し状況(柴田家文書より作成)

出荷日	銘柄	樽数(樽)	廻船問屋	着日	付記	廻船問屋所在地
正月 24日	生の松	20	西田徳助	2月3日		大坂
同	同	30	柴田福蔵	難船		大坂
同	同	20	木屋福蔵	2月4日		大坂
同	同	20	柴屋助五郎	2月4日		大坂
同	同	10	藤田秀五郎	2月6日		西宮
同	松緑	20	毛馬屋金蔵	2月8日		大坂
同	同	20	小西松太夫	2月14日		大坂
同	同	20	西田秀太郎	2月10日		大坂
同	同	20	塩屋秀三郎	2月30日		西宮
同	同	20	万屋常吉	2月28日		西宮
3月7日	生の松	20	西田秀兵衛	3月28日		大坂
		×220			3月払い	
3月7日	生の松	20	西田徳介	3月30日		大坂
同	墨江	20	西田徳五郎	3月30日		大坂
9日	同	20	辰鹿蔵	4月5日		西宮
同	同	20	毛馬屋繁蔵	3月30日		大坂
10日	同	20	柴屋助五郎	4月16日		大坂
11日	同	40	小西仙蔵	3月28日		大坂
15日	緑	20	柴田三十郎	4月5日		大坂
16日	同	20	藤田正一郎	4月20日		西宮
24日	同	20	西田嘉十郎	4月4日	内6樽変酒、売先	大坂
同	同	40	塩屋秀三郎	4月5日		西宮
同	生の松	20	辰半十郎	4月7日	内12樽変酒、売先	西宮
4月4日	同	20	藤田正吉	4月11日		西宮
同		-	木屋福蔵	4月17日	皆捨り	大坂
6日	同	20	西田彦兵衛	4月14日	内12樽変酒	大坂
13日	同	20	西田徳介	5月9日	皆変酒、水上	大坂
同	同	20	塩屋万太郎	5月7日	皆変酒、水上	西宮
15日	鱗	10	西田徳五郎	5月6日	内4樽変酒、売先	大坂
19日	墨江	20	柘屋権太郎	5月11日		西宮
21日	同	10	柴田三太郎	同		大坂
同	緑	10	同	同	内6樽変酒、水上	大坂
同	同	20	藤田権十郎	同	内12樽変酒	西宮
同	鱗	20	小西和三郎	5月10日	内7樽変酒	大坂
		×470				

4月21日	鱗	20	木屋権二郎	5月11日	内10樽変酒、水上	大坂
26日	緑	20	毛馬屋藤蔵	5月21日	内7樽変酒、水上	大坂
28日	鱗	20	万屋庄蔵	6月2日		西宮
5月1日	鱗	20	西田嘉十郎	5月17日	内11樽変酒、水上	大坂
25日	緑	40	塩屋秀三郎	5月29日	内3樽変酒、水上	西宮
同	松緑	20	同	同		西宮
同	同	20	木屋嘉十郎	6月5日		大坂
10日	緑	20	小西市三郎	6月5日		大坂
11日	同	20	塩屋万太郎	6月5日		西宮
13日	同	28	吉田芳太郎	6月22日		大坂
同	同	20	上念権四郎	7月12日		西宮
7月15日	緑	40	塩屋市十郎	8月19日		西宮
同	墨江	20	万屋常蔵	8月18日		西宮
11日	同	20	塩屋秀三郎	9月2日		西宮
同	緑	40	同	同		西宮
21日	同	50	塩屋甚十郎		難船	西宮
29日	鱗	20	小西伊兵衛	9月15日		大坂
同	同	20	藤田半左衛門	8月28日		西宮
		×458				
		×908			八朔払い	
8月9日	鱗	30	木屋新五郎	10月1日	内4樽変酒、水上	大坂
同	同	20	小西吉介	9月11日		大坂
		×508				
10月11日	緑	20	万屋半二郎	10月21日		西宮
同	同	20	吉田新太郎	10月22日		大坂
22日	鱗	20	藤田半九郎	10月19日		大坂
1日	緑	20	毛馬屋繁蔵	10月22日		大坂
10日	同	20	小西伊兵衛	10月26日		大坂
14日	鱗	20	西田源十郎	10月24日		大坂
21日	同	20	木屋新五郎	11月9日		大坂
23日	墨江	40	木屋吉五郎	11月8日		大坂
同	緑	20	柴田福蔵	11月8日		大坂
同	同	20	西田彦兵衛	11月8日		大坂
25日	松緑	20	藤田権十郎	11月8日		西宮
26日	同	20	万屋常蔵	11月7日		西宮
11月1日	同	60	塩屋秀三郎	11月8日		西宮
12日	鱗	20	西田徳五郎	11月10日		大坂

7日	同	20	木屋市五郎	11月6日		大坂
13日	同	40	毛馬屋藤蔵	11月21日		大坂
12月4日	松緑	20	万屋半二郎	12月20日		西宮
同	同	20	柴屋甚蔵	12月19日		大坂
同	同	20	万屋常蔵	12月14日		西宮
同	同	60	小西吉介	12月19日		大坂
同	同	20	吉田新太郎	12月18日		大坂
同	鱗	20	同	同		大坂
同	同	60	小西松十郎	正月4日		大坂
		×620				
5日	鱗	40	毛馬屋繁蔵	12月20日		大坂
同	同	20	吉田市吉衛門	12月24日		大坂
同	松緑	20	同	同		大坂
同	鱗	20	西田秀三郎		難船	大坂
13日	同	27	塩屋秀三郎	正月7日		西宮
	生の松	40	同	同		西宮
19日	緑	48	吉田正十郎	12月25日		大坂
		×215				
	総計	2013				
内訳	緑	646	小惣			
	鱗	287	同人			
	緑	30	小弥			
	墨江	23	同人			
	鱗	220	同人			
	生の松	300	鹿利			
	松緑	300	同人			
		×2013				
大坂積み						
正月17日	新酒	1	伝助		南上絵屋	
3月1日	同	1	取りに来る		同	
同	同	-			同	
19日	同	1	利八船		河六丹十上ケ	
4月12日	同	4	同		同	
同	同	3	同		絵屋	
同	同	5	同		河六	
14日	同	3	同		絵屋	

16 幕末の灘酒造業

文化・文政期に大きく飛躍した灘酒造業は、前述したように天保3年に新規株が認められましたが、天保期以降の酒造制限により取得した株に見合っただけの稼働はできませんでした。また、江戸の酒問屋からの売上代金の送付が滞りがちになることが多く、2年越し、3年越しになっていることも酒造家にとって大きな問題でした。

安永年間から天明年間(1772~89)頃摂泉十二郷酒造仲間が成立しましたが、仲間の成立は、伊丹・西宮ほか従来の酒造仲間が、新興の灘・今津酒造仲間を包含し、江戸の酒問屋に対して荷主としての地位を確立させることにありました。そして、そのトップに大坂三郷の酒造大行司が着任し、江戸問屋とのすべての折衝に当たりました。

ところがここまで灘酒造業が大きくなると、大坂三郷酒造大行司を通してしか江戸問屋と交渉できないということが問題になります。

1つは、最近江戸からの酒代金の送付が滞り3年越となっているため、酒造人は資金繰りに窮し高利の借金をしなければならず、2つには、6歩を江戸問屋の売り捌き口銭としてきたが最近これについても守られていない。3つに、江戸問屋のこのような勝手なやり方を是正してくれるよう三郷大行司へ相談しても取り上げられない。4つに、いささかのことでも諸郷が参会するので過分の入用がかかり、この費用は諸郷の江戸積み高に割賦して集銀するため、灘五郷で7割までを負担している。

灘五郷の酒造仲間はこのような不満を訴え、灘については特別に「江戸積み酒造年寄役」を設け「商法駆け引き取り締まり」をしたいと願っていますが、認められるところとならなかったようです。

このようななかで、慶応元年(1865)江戸問屋から、六歩の口銭を1割とするよう要求してきました。そしてもし拒否すれば取り扱わないという強行なものです。これは結局8歩ということに落ち着きましたが、幕末期の荷主(江戸積み酒造家)と江戸問屋の力関係が見て取れる一件です。

灘郷と他九郷の対立は激しくなり、慶応2年には、灘五郷は十二郷の減醸申し合わせを無視し、あるいは十二郷の総会の席への出席を拒否するなど、十二郷は、灘五郷と他九郷に分裂して、「十二郷取締方万端総崩れ」という状況となりました。幕藩制度の行き詰まりが噴出した世相とともに、江戸積み酒造業も差し迫った経営状態にあり、酒問屋に対する立場を好転させるため、自主的に現在の商取引慣行を改善しようと働きかける灘五郷と、旧来の酒造地域である九郷が歩み寄ることなく、近世の体制の崩壊とともに摂泉十二郷も解体することになります。

表-11に天保13年の諸郷の酒造人数と造石米高を示し、表-12に天保期から慶応期にいたる江戸入津樽数を示します。

表-11 1842(天保13)年諸郷酒造株

(『灘酒経済史料集成』より作成)

郷	人数(人)	総酒造米石高
伊丹		137535石3165
池田	18	28305石3300
今津	26	43004石7960
西宮	38	54200石0000
東青木村	10	14265石6000
西青木村	1	772石8000
深江村	5	3967石7900
打出村	4	791石0000
芦屋村	1	10石0000

住吉村	12	23594石3990
御影村東組	11	15038石7500
御影村西組	29	75761石3000
東明村	6	19924石9000
石屋村	13	28029石8800
新在家村	13	27134石1000
篠原村	1	978石8800
脇浜村	8	19134石4800
神戸村	13	14590石0000
二つ茶屋村	6	12800石0000
魚崎村	20	41415石4000
横屋村	6	2300石0000
大石村	21	48149石7840
岩屋村	7	7729石0060
河原村	2	1930石3800
稗田村	1	528石2600
摩耶山天口寺領	3	5482石6970
岩屋村		4690石0697
五毛村	1	880石0000
八幡村	7	8820石0000
尼崎	8	3385石7500
伝法村	14	16491石6570
兵庫	30	19375石5295
大阪三郷	296株	137463石1070
他に	15	10250石0000
	5株	2409石4100
諸郷計		664250石8150

表-12 幕末期の江戸入津高の変遷
(『灘酒造経済史料集成』より作成)

地域	1831(天保2)		1843(天保14)		1845(弘化2)		1855(安政2)		1866(慶応2)	
	樽数(樽)	比率(%)	樽数(樽)	比率(%)	樽数(樽)	比率(%)	樽数(樽)	比率(%)	樽数(樽)	比率(%)
灘	541596	49.1	467980	53.5	532356	54.2	364360	54.3	360850	53.0
今津	60904	5.5	66633	7.6	75006	7.6	79299	11.8	107284	15.7
伊丹	190854	17.3	148135	17.0	159269	16.2	60695	9.1	37533	5.5
西宮	91876	8.4	70857	8.1	76444	7.8	87325	13.0	113112	16.6
池田	44440	4.0	16669	1.9	18004	1.8	6467	1.0	5141	0.8

尼崎	5700	0.5	1090	0.1	800	0.0	1072	0.2	-	-
兵庫	13261	1.2	22155	2.5	24226	2.5	13726	2.1	19568	2.9
北在	23477	2.1	12916	1.5	17397	1.8	3686	0.5	126	0.0
伝法	48677	4.4	40248	4.6	44570	4.5	32411	4.8	24399	3.6
大坂	69538	6.3	27690	3.2	33460	3.4	21642	3.2	13190	1.9
堺	2488	0.2	210	0.0	150	0.0	280	0.0	124	0.0
合計	1102911	100.0	874583	100.0	981722	100.0	670963	100.0	681327	100.0

17 摂泉十二郷の解散

摂泉の江戸積み酒造家が仲間を組織し、十二郷のうちで大坂三郷の酒造行司から酒造大行司を選び、酒造大行司が、新旧酒造地域の利害の調整および江戸酒問屋との交渉にあたるというのが十二郷成立当初からの慣行でした。しかし、新興の灘酒造業の驀進的な展開によって、伸びようとする灘郷と、その勢いを押さえようとする9郷の対立の激化が表面化し、さらに上灘郷内の分裂という十二郷の存続が困難な状況のなかで明治維新を迎えましたが、明治四年、十二郷は集会の上、下記3カ条の規約を申し合わせ、仲間の結束を再度確認しあっています。

- 一、 大政一新後万端変革があり、酒造業についても同じであるが、今後新たに規則の改正などがあっても一郷の料簡をもって軽忽の商業を致すまじきこと。
- 一、 十二郷一統の申し合わせに決して違背しないこと。
- 一、 我が儘な船積み方は致すまじきこと。

このような申し合わせを行っています。しかし、すでに仲間としての結束はなくなり、違反したからといって、何ら罰則が行われることもありませんでした。また、堺郷のように市場を九州に広げるもあり、大坂三郷は酒の多くを大坂市中で販売し、灘五郷・伊丹・池田は東京積みを専らにする等、各郷の利害も異なり、行動を同じくすることはもはや困難な状態となっています。このようななかで、今津・西宮郷が十二郷組合解散を決し、各郷に報じました。

従来十二郷組合諸談事向万端御承知の通、申し合せ来たり候処、とかく我意相募り苦情を醸し、当今の形勢に相振れ候哉、不取締につき、以来盛大の御趣意に基づき県庁御公用の外郷別存寄、自由の権利をもって、御同前商業勉強致したく候につき…

もはや各郷の足並みをそろえることは無理であるので、今後は自由に商売をしたいと述べ、さらにこれを問屋にも知らせました。

兼ねて御承知の通り、古来十二郷組合諸事談合致し来たり候処、当今に至りとかく苦情相募り論争苗間なく、商業上はなほだ差し障り(略)不都合千万につき、まず当分十二郷解散、郷々自由の権をもって商業盛大勉強致したく種々談判の上、当今津・西宮熟談相遂げ永世不朽の条約取り替し候間、以来諸談事向、外郷に拘わらず両郷より御文通申し上げるべく候条、この段きつと御採用くだされたく候

明治7年8月に今津・西宮でこのような取り決めをし、事実上十二郷は解散しました。ちなみに今日の灘五郷は、文政11年(1828)に上郷が分裂した東組(青木・魚崎・住吉)・中組(御影・石屋・東明・八幡)・西組(新在家・大石)の三郷と今津郷、それに衰微した下郷(二つ茶屋・神戸・走水・脇浜)にかわり西宮郷を加えて「灘五郷」といい、これは明治19年に摂津灘酒造組合が設立されてからの名称です。

18 酒の自由営業

明治政府は慶応4年(1868)5月「商法大意」を公布し、旧幕時代の特権的な株仲間を廃し、営業の自由を触れましたが、酒造については旧酒造株を書き換え、これを「酒造鑑札」とし、制度的には旧幕時代の酒造制度を踏襲しました。

この時の灘三郷(摂津八部郡・免原郡・武庫郡)では、酒株およそ50万5577石余として、その書き換え料は10万1115両余(100石につき20両)という高額の出費にかえて酒造業の営業特権を得ようしました。ところが、明治4年(1871)、廃藩置県が実施されるにあたり、新政府の酒造政策が新たに示されました。

*従来*の鑑札を没収し、*新*鑑札を付与する。

*新規*免許料として金10両、毎年1人金5両を徴収する。

*醸造*税として、売値の5パーセントを課税する。

この「清酒濁酒醬油鑑札収与並二収税方法規則」によって、これまでの酒造家の営業特権は廃され、免許料を納めれば誰でも自由に酒造業を営むことができるようになりました。